

9. 舞鶴市水道事業審議会

本市水道においては、安心して安全な水道水を将来に渡り安定的に市民の皆様へ供給するため、効率的かつ効果的な事業運営を行うにあたり、水道使用者の皆様のご意見やご要望、学識経験者の方の評価や助言を取り入れ、必要な事項について調査審議することを目的として、平成27年4月に舞鶴市水道事業審議会条例を制定し、平成27年8月3日に審議会を設置しました。

1 審議内容

次の事項に関し、市長の諮問に応じ調査及び審議し答申する

- ① 水道事業の計画に関する事
- ② 水道事業の経営に関する事
- ③ その他水道事業の運営に関する事

2 委員

次に掲げる者のうちから市長が委嘱（委員9名を委嘱）

- ① 学識経験を有する者
- ② 水道の利用者
- ③ その他管理者が適当と認める者

3 任期

平成29年3月31日まで。

（平成29年度からは舞鶴市上下水道事業審議会を設置）

4 平成28年度開催状況

回数	開催日	開催場所	審議内容
第1回	8月3日	市役所	・水道料金の改定について ・水道事業の概要について
第2回	3月22日	市役所	・平成27年度水道事業会計決算について ・平成28年度水道事業の状況について ・平成29年度の主な事業について ・上下水道事業審議会の設置について